

第 1 回 東大阪市廃棄物減量等推進審議会 議事要旨

会議の名称	東大阪市廃棄物減量等推進審議会		
事務局	環境部		
開催日時	平成 29 年 5 月 22 日（月）午後 2 時から午後 3 時 30 分		
開催場所	東大阪市役所本庁舎 1 階多目的ホール		
出席者	<出席委員：11 名> （委員）小幡会長、石川委員、吉川委員、岩浅委員、 福本委員、村田委員、住山委員、渡部委員、 栗本委員、森委員、大浦委員		
	<欠席委員：2 名> （委員）内海副会長、岡本委員		
	<事務局> 木下、千頭、塚脇、飯田、生田、川口、伊藤、高部		
傍聴の可否	可	傍聴者数	0 名
概要	<前段> 1. 部長あいさつ 2. 補欠委員紹介 3. 資料確認 <会議> 1. 東大阪市の分別収集の状況について 2. 持ち去りの状況について 3. 今後のスケジュールについて 4. その他		
内容	別紙のとおり		
その他	次回開催予定 8 月 21 日（月）		

内 容

<前段>

1. 部長あいさつ
2. 補欠委員紹介
3. 資料確認

<会議>

1. 東大阪市の分別収集の状況について

会長から「東大阪市の分別収集の状況について」、事務局へ説明を求められ、事務局が「資料1」を用いて説明

(事務局から案件説明)

会 長：ありがとうございました。東大阪市の分別収集の状況についてご説明いただきました。ご質問やご意見はありますか。

A委員：缶・ビンが減少している。これは持ち去りする方が増えているということでしょうか？

事務局：行政回収している資源物の回収量はプラスチック製容器包装が横ばい、ペットボトルは増加している。資源の価値で見れば 特にアルミ缶の高いということがあり、第三者が持っていくということもあると思いますが、これが直接的な原因になるかについては分かりかねます。

会 長：缶がペットボトルに取って代わったということや、もしかしたら持ち去られている可能性もあるということですね。

B委員：集団回収については、年々自治会での申請数は増えていると思いますが、回収量は減っています。この食い違いについて何かつかんでいますか？

事務局：集団回収につきましては、申請団体数については増加しています。

ただし、以前はマンションの部分も自治会で行っていたところもありましたが、現在はそれぞれの管理組合が実施団体として申請される場所もあるため、全

体量は変わらず、一団体あたりの回収量は減少しています。
合わせて申し上げると、新聞雑誌の購読数が減っていることも考えられます。

C委員：ペットボトルの収集回数を増やしたり、ステーション以外での回収をお願いしたいです。

2. 東大阪市の分別収集の状況について

会長から「持ち去りの状況について」、事務局へ説明を求められ、事務局が「資料2」を用いて説明

(事務局から案件説明)

B委員：大型ごみの収集について、一般の方が使えるものは持って帰るというケースもあったかと思えます。最近はずっと置いているという光景は見かけません。これは持ち去りがあるということですか？

事務局：資料2-2の調査については、あくまで1カ月間のみの調査であり、本人が出し忘れていたケースもあるので、実質的な持ち去りの割合は更に低いと考えられます。
持ち去りをする方がどういう状況で市内を回っているかまではわかりかねます。

D委員：昨年の暮れ、最初は使おうと思って持ち去ったものが、いらなくなって適当なところに捨てられたと思われることがあった。

E委員：行政の協力も必要ですが、市民の意識改革が必要だと思います。
先日、大型ごみの回収を依頼して換金性の高いものだけ持ち去られました。新聞等の報道では、持ち去りの手口は全国的に巧妙になっているようです。
持ち去りの防止策としては、大型ごみの収集時に網をかけて「持ち去り禁止」という赤字で書いた紙を張ることや、持ち去り者を見つけた場合は、持ち去り時の車両や業者の特徴、行動の様子などをメモして、市の収集業務課に連絡を入れる、さらには、地域の回覧板に「持ち去りの現場に遭遇した場合はこちらまで一報ください」という旨を書き加えてみてはどうでしょうか。

会長：ありがとうございます。他にはございませんか？

C委員：回収車にシールを貼って回収業者か悪質業者かの区別をすればどうでしょうか。

A委員：2点あります。持ち去りの状況について、大阪府全体の中で東大阪市がどの位置にいますか？
大型ごみについてですが、よく「無料で回収する」というようなチラシが入っており、このような業者に対して、市としてどうお考えですか？

会 長：本来、市町村が回収するものを持って帰るということは違法となります。

F委員：市民の方は無料ということに飛びつくと思います。
お金がかかってでも対策しない限り、いつまでたってもイタチごっこのように思います。

A委員：チラシを見て違反だと市民が把握していない。

F委員：把握していても出す方もいれば、出さない方もいると思います。

会 長：許可業者以外にそのような現場を見たことがありますか？

F委員：大阪市内に住んでいるが、朝に業者が集まって紙を取っていく光景は目にします。ビンを散らかして帰ることもあり、衛生的な問題も発生します。

A委員：先ほど申し上げた資料2の大阪府における東大阪市の位置づけについては分からないでしょうか。

事務局：本市が当時どのような回答したか、今は分かりかねます。
参考資料の持ち去り調査については、市が独自に調査した結果であり、内容が異なります。

A委員：C地域が多くなっていますが、地域ごとに事案発生の内容については分かりませんか？

事務局：地理的要素として、C地域は平地だからというのもあると思います。ただし、山手にあるA地域とB地域が特段少ないということもありません。
収集作業員に聞いてみたいと思います。

A委員：持ち去り品目としては電化製品が多いとのことですが、例えば家具類を出す日、電化製品を出す日など分けるのも一つではないか。

会 長：大型ごみの「持ち去り」の状況については、昨年7月の調査ですが、継続して調査はやるのですか？

事務局：現在のところは再調査の予定はございません。

G委員：条例化を進める一方で、市民の意識改革を進めていくべきだと思います。
外国人向けの対策も含めて考えていただきたいと思います。

H委員：参考資料を見ると条例化をすることで「効果が出た」と同じくらい「効果が出ていない」市町村もあることですが、これはどう整理したら良いのでしょうか？

会 長：この結果から、これからもう少し他市町村に深く当たっていただき、調査はされますか？

事務局：調査させていただきます。

会 長：調査をしていただくということですので、よろしく申し上げます。

C委員：近所で「大阪府公認の回収車です」というアナウンスをしながら頻繁に回っている車がありますが、これも違反業者ですか？

事務局：もう少し情報があればお調べできますが、情報が少なく分かりかねます。
廃棄物を許可なく収集するのは違法です。

事務局：再生事業を行っている場合は、大阪府「公認」ではなく「登録」となります。
基本的に専ら物だけしか回収できないので、他のものを収集するとすると違法となります。

3. 今後のスケジュールについて

会長から「今後のスケジュール」について、事務局へ説明を求められ、事務局が「資料3」を用いて説明。

会 長：このような予定でよろしいか。

(特に意見なし)

4. その他

会長から「その他」について、事務局へ説明を求められ、6月1日から6月30日まで実施する大型ごみの有料化に関するパブリックコメントおよび会議の公開方法について、事務局より説明。

以上